

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コンプライアンス経営の徹底とコーポレート・ガバナンス体制の構築が経営の基盤であると認識しております。
具体的には、取締役会と監査役・監査役会による取締役の職務執行の監督・監査を行う体制を整え、経営環境の変化に迅速に対応できる組織作りや内部牽制機能の充実により、経営の透明度を向上しコンプライアンス経営およびガバナンス体制の強化に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
アイシン精機株式会社	7,230,400	14.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	5,174,600	10.64
アイシンホールディングスオブアメリカ	4,500,000	9.26
アイシンヨーロッパ SA	4,500,000	9.26
全国共済農業協同組合連合会	1,459,700	3.00
日野自動車株式会社	1,271,540	2.61
ダイハツ工業株式会社	1,241,625	2.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,035,200	2.13
芭蕉会	903,300	1.85
資産管理サービス信託銀行株式会社	902,300	1.85

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤森 文雄	他の会社の出身者							○	○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤森 文雄		当社株式の14.87%を保有する主要株主であるアイシン精機株式会社の代表取締役社長であります。 また、同社と当社との間に製品の売買等の取引関係がありますが、当該取引額は、当社の連結売上高の0.5%未満であります。	自動車部品業界における経営の専門家としての知見により、独立性の有無にかかわらず、社外取締役として、経営陣の一層の強化を図り、併せて取締役会による取締役の監督機能の充実に努めるため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役(4名、うち1名は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。)は、監査役会規則に従い、「監査役会」(原則として、3ヶ月に1回以上開催)において監査の方針及び計画その他職務の執行に係る事項を決定し、職務を執行しております。

監査役及び監査役会は、会計監査人から事業年度ごとの会計監査の計画、会計監査結果について報告を受ける他、適宜協議を行っております。また、常勤監査役とグローバル監査部は、監査計画の立案、監査の経過及び結果について、適宜、情報交換を行っております。また、常勤監査役は、グローバル監査部及び会計監査人と相互に情報交換を行い、緊密な連携を図っております。

グローバル監査部は、11名で構成され、事業年度ごとに監査のテーマを定め、監査計画を立案して各部門の業務監査を行う他、必要に応じて臨時の監査を行い、内部統制の確保のため、監査の充実に努めております。

また、グローバル監査部は、常勤監査役及び会計監査人と監査計画の立案、監査の経過及び結果等について定期的な打合せを含め、必要に応じ随時、情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
豊田 幹司郎	他の会社の出身者									○	○			
岡田 孝次	公認会計士													
山崎 武徳	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
豊田 幹司郎		当社株式の14.87%を保有する主要株主であるアイシン精機株式会社の取締役会長であります。 また、同社と当社の間に製品の売買等の取引関係がありますが、当該取引額は、当社の連結売上高の0.5%未満であります。	自動車部品業界における経営者としての豊富な知見により、独立性の有無に関わらず、社外監査役として、当社取締役の職務の執行につき提言・助言を受けるため。
岡田 孝次	○	——	会計の専門家としての立場から、当社取締役の職務の執行につき提言・助言を受けるため。 また、独立役員の要件を満たし、当社の経営に対して高い独立性を保たれており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことから、独立役員に指定しております。
山崎 武徳	○	同氏の所属する弁護士法人とは、個別案件について委任契約を締結しておりますが、金額は僅少であり、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。	法律の専門家としての立場から、当社取締役の職務の執行につき提言・助言を受けるため。 また、独立役員の要件を満たし、当社の経営に対して高い独立性を保たれており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことから、独立役員に指定しております。

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社では独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

当社は取締役等を対象に、これまで以上に当社の業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型の株式報酬制度を2014年度より導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

2014年3月期における、当社の取締役に対する報酬等の合計額は257百万円、監査役に対する報酬等の合計額は32百万円です。また、社外役員4名に対する報酬等の合計額は27百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対し、取締役会の招集手続に際し、社内役員と同じ資料の事前配布を行い、業務執行に係る情報の共有を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は、1名の社外取締役を含む9名の取締役で構成され、月1回の定例取締役会と必要に応じて開催する臨時取締役会において議論を尽くして経営の意思決定を行っております。

社外監査役3名を含む監査役4名は、取締役会に出席し、経営の意思決定について監査上の意見を述べるとともに、取締役の職務執行状況を監査しております。

また、経営上の戦略については、取締役会長、取締役社長、専務執行役員及び常務執行役員の計7名で構成される常務会において検討を行っている他、業務執行に関する具体的な詳細は、原則として月2回開催される執行役員を含む常勤全役員で構成される経営会議において活発に意見交換し、十分に審議検討を行っております。

さらに、経営環境の変化に迅速に対応した業務執行を行うため、少人数で取締役会を構成し、執行役員制度を導入し、業務に精通した人材を執行役員に登用することで、より機動的な業務運営を図っております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、あらた監査法人に所属する高濱 滋氏及び河瀬 博幸氏であり、定期的な監査のほか、会計上の課題についてのアドバイス等も受けております。

顧問弁護士とは顧問契約に基づき、税務関連業務に関しても外部専門家と契約を締結し、必要に応じ適宜アドバイスを受けております。

当社の内部統制システムについては、社長直轄の独立した業務監査部門であるグローバル監査部が、各部門の業務監査やコンプライアンスのチェックを行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、執行役員制度を導入し、5名の取締役が業務執行を行う執行役員を兼務することで、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行っております。一方で取締役会に出席する取締役9名と監査役4名のうち4名を社外役員とすることで経営の透明性確保を図っているため、現状の監査役会設置会社形態を取ることが最適であると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の3週間前を目処として発送するよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	2015年6月下旬の定時株主総会より導入を予定しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2015年6月下旬の定時株主総会より議決権電子行使プラットフォームへの参加を予定しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)を英文で提供いたします。
その他	スライドを使用する等、事業報告をビジュアル化することにより、株主様に当社の状況を、より一層ご理解いただけるような総会運営に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	証券アナリスト・機関投資家向けに、半期ごとに決算説明会を東京にて実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(http://www.exedy.com)上で、決算短信、招集通知及び招集通知添付書類を掲示しております。また、英文にて招集通知、アニュアルレポート及び業績の推移を掲示しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「社会への貢献」「お客様へのお役立ち」「社員の幸せ」を一層高い水準で実現させ、事業の持続的発展によって、株主をはじめ広く関係者の負託に応えることを経営理念としており、その実践を図るために「エクセディ行動規範」を策定し、全役員及び従業員に周知しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は「企業活動が自然や社会環境に与える影響を十分配慮することが企業としての責務」であるとの認識に立ち、環境活動を推進しており、各事業年度の活動の成果を「環境報告書」にまとめ、当社ホームページに掲載しております。
その他	＜女性の活躍の方針・取組に関して＞ 当社及びグループ会社では、生産現場での女性の採用を進める他、役職者・管理職への女性の登用促進を図っております。また、当社グループ会社では女性取締役が選任されております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「コンプライアンス・企業倫理・環境対応など、企業の社会的責任を果たし、社会的な評価を向上させる」ことを経営方針の一環としております。

この方針に沿い、会社法及び会社法施行規則に規定する内部統制システムの基本方針を取締役会において以下のとおり決議し、統制状況の報告を取締役会において必要に応じ、行っております。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、「文書保管保存規程」及び「機密情報管理規程」に基づき、業務執行に関する情報を適切に保存・管理する。
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、管理本部を総合的なリスク管理の統括部署とし、損失を未然に防ぐ活動を展開する。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
当社は、定例取締役会を毎月一回開催する他、常勤取締役と執行役員により構成される経営会議を月2回開催し、経営上の課題について、審議検討を行い、状況に応じて、機動的に対応できるシステムを構築する。
4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、「エクセディ行動規範」を定め、取締役、執行役員及び使用人に対して法令、定款、社内規程遵守の啓発に努め、併せて「内部通報者保護規程」に基づき、コンプライアンス経営を確保する。
また、社長直轄の独立した監査部門であるグローバル監査部は、当社における組織・制度の運用状況、諸規程等の遵守状況を監査する。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社は、「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社の管理業務を管理本部において統括する。
 - 1) グループ会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
グループ会社の業務執行状況は、各社が提出する月次報告書により確認し、業務執行についての重要事項は、取締役会、経営会議にて報告・審議する。
 - 2) グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
グループ会社にも適用される、リスクマネジメント・コンプライアンス規程に基づき、損失を未然に防ぐ活動を展開する。
 - 3) グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
当社は連結中期経営計画を作成し、当該計画を具体化するための目標・課題をグループ全体で共有し、効率的な職務執行体制の確保に努める。
6. グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社が定める「エクセディ行動規範」をグループ会社の取締役、執行役員及び使用人に必要に応じて翻訳の上、小冊子を配付し周知徹底する。
グローバル監査部は、内部監査規程及び関係会社管理規程に基づき、グループ会社における組織・制度の運用状況、諸規程等の遵守状況を監査する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて使用人を置くものとする。
8. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は、監査役を補助すべき使用人を置いた場合、その使用人の人事異動、評価、懲戒処分について、事前に常勤監査役に報告し、意見を求めるものとする。
9. 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社が、監査役を補助すべき使用人を置いた場合、その使用人は他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従わなければならない。
10. 監査役への報告に関する体制
 - 1) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
当社の取締役及び執行役員は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合、直ちに監査役に報告するものとする。
 - 2) グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
当社グループの役員並びに使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について、報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。
11. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、「内部通報者保護規程」に基づき、相談又は内部通報をした者に対して、そのことを理由として解雇その他の不利益な処分は行わない。
12. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定の予算を設ける。
13. その他監査役がその職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
当社は、常勤監査役が経営会議その他の各種会議体に参加し、業務執行状況を常に把握しうる体制を維持する。
14. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、「エクセディ行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決することを定め、全ての従業員に周知徹底する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「エクセディ行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決することを定め全ての従業員に周知徹底することとしております。

これを受け、当社は、反社会的勢力への対応部門を設け、違法行為・不当要求へ対処する体制を整えております。

また、「エクセディ行動規範」に反社会的勢力への対応のしかたを定め、全ての従業員に配付・周知徹底を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

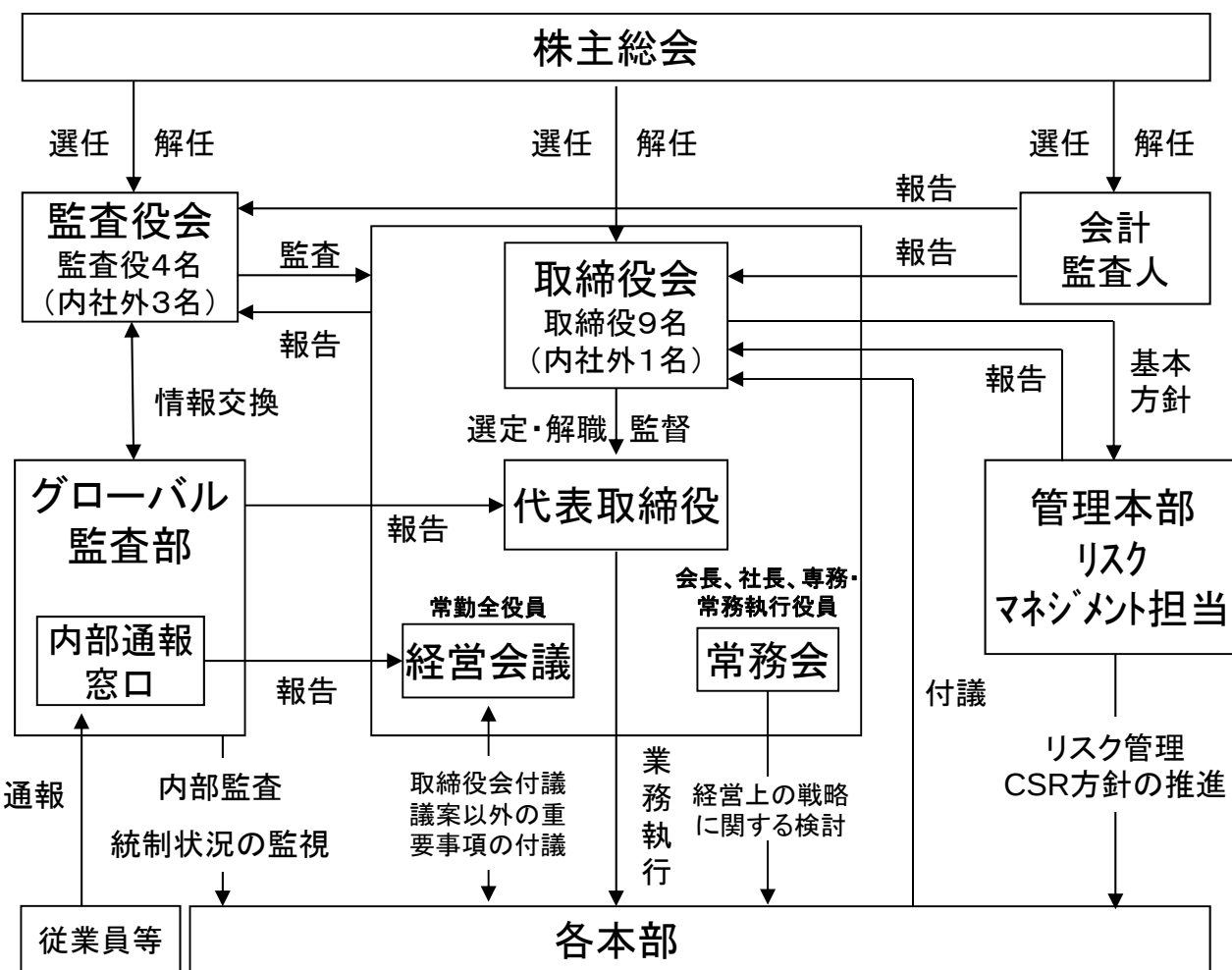
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

・適時開示体制の概要

当社は、株主、投資家に対して、適時・適切な会社情報の公開を行うことを基本方針とし、正確かつ明瞭な開示を積極的に行うように努めております。

社内各部門あるいは関係会社において、開示すべき事象が発生した場合、その情報は、取締役会(取締役社長)または経営会議に報告されるとともに、情報管理担当部門(管理本部)に集約される体制となっております。

この情報に対して、管理本部は、発生部門(関係会社)に対して確認を行い、必要な場合は弁護士・会計監査人のアドバイスを受けます。情報管理担当役員は、その結果を受け開示を決定し、管理本部により速やかに手続きが行われ開示がなされます。

[illegible]

適時開示体制の概要（模式図）

